

改正

令和2年10月28日教育長決定

令和3年9月29日教育長決定

豊富温泉湯治留学移住支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、アトピー等の皮膚疾患を持つ町外の小学校の児童、中学校、高等学校の生徒（以下「児童生徒」という。）が、豊富温泉湯治留学体験モニター及び体験支援事業をおこない、豊富町内に移住し、町内の小学校、中学校、高等学校へ通学等ができるよう支援することを目的とする。

(要件)

第2条 児童生徒及び保護者（以下「申請者」という。）の要件は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 医療機関等からの意見及び申請者の意思により移住を希望する者
- (2) 過去に豊富温泉湯治体験モニター及び湯治留学体験支援事業を経験した者
- (3) 町内の小学校、中学校、高等学校に通学等を予定している者

(支援期間)

第3条 申請者の支援期間は、町内に1年以上居住すること条件として、町内の小学校、中学校、高等学校に転入した日から、高等学校を卒業するまでの期間とする。

(支援内容)

第4条 申請者への支援内容は、別表1のとおりとする。

(申請及び決定)

第5条 申請者は、豊富温泉湯治留学移住支援事業申請書（別紙様式1）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した時は速やかにその内容を審査し、その内容が適当と認めた場合は、決定の内容を豊富温泉湯治留学移住支援事業交付決定通知書（別紙様式2）により通知するものとする。

(居住状況等)

第6条 申請者は、町内に居住していることを証明するため入居に係る家賃等証明書（別紙様式3）を前条第1項の申請書に添付し町長に提出しなければならない。

2 申請者は、居住場所等に変更が生じたときは、前項証明書のほか住居状況等変更届（別紙様式4）を町長に提出しなければならない。

3 申請者は、支援期間中は、毎年度末において現況届（別紙様式5）を提出しなければならない。

(支援金の請求)

第7条 申請者は、第5条第2項の交付決定通知日から毎月1回に限り請求書（別紙様式6）により住宅費支援金を請求することができる。

(支援金の返還)

第8条 町長は、申請者が次の各号に該当したときは支援金の返還を求めることができる。

- (1) 申請要件を満たさない事項が確認できたとき
- (2) 第3条に定める条件を満たしていないことが明らかになったとき
- (3) 支援の辞退があったとき
- (4) 不適切な行為があったとき
- (5) その他町長が支援金の返還を求める必要があると判断したとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、疑義が生じた場合には、双方の協議により解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月28日教育長決定）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月29日教育長決定）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

支援項目	支援内容
住居費支援金	申請者世帯に対し、月々の住宅料の 2 分の 1 を支給する。ただし、2 万円を限度とする。また、下宿料については限度額の 2 万円を支給する。
入浴料支援金	児童生徒に対し、豊富町ふれあいセンター設置及び管理等に関する条例（昭和63年条例第15号）第 7 条等に基づき使用料を免除することにより支援する。